

災害時等における物資輸送及び  
集積場所の運営等に関する協定 調印式



## 災害時等における物資輸送及び集積場所の運営等に関する協定書

和泉市（以下「甲」という。）と株式会社アスト中本（以下「乙」という。）は、災害時等における備蓄物資及び支援物資（以下「物資」という。）の受入れ及び配送、甲の管理する緊急物資集積場所（以下「集積場所」という。）の運営等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （災害時等の定義）

第1条 この協定における「災害時等」とは、次に掲げる各号が発生し、又は発生することが予想される場合をいう。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

(2) 不法行為に起因する大規模被害その他甲が必要と認める事象

### （協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、甲の市域における災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1) 甲が管理する備蓄物資の避難所等への配達

(2) 乙の管理する物資拠点において物資の受入れ及び仕分けを行い、乙又は甲が指定する車両にて避難所等への配達を行う一連の活動

(3) 集積場所の運営に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣

(4) 乙の管理する物資拠点における救援物資の一時保管

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

### （要請の方法）

第3条 要請は、要請書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、甲はその後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく活動（以下、「活動」という。）を行うものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

### （活動報告）

第4条 乙は、前条の活動を実施した場合は、口頭、電話等により次の事項について報告し、後日、実績報告書（別紙2）を甲に提出するものとする。

(1) 従事者名簿

(2) 従事日及び走行距離

(3) 使用した車両及び資機材等の種類、数量

(4) 乙の管理する物資拠点の使用期間と使用スペース

(5) 一時保管した物資の品目と保管期間

(6) 活動に要した費用

(7) その他必要な事項

2 甲及び乙は、活動中の内容について、文書により適宜、相互に経過報告するものとする。なお、緊急を要する場合は、口頭による報告でも差し支えないものとする。

### （事故等）

第5条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （損害の負担）

第6条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

### （機密の保持及び情報共有）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

### （費用負担）

第8条 第2条に規定する活動実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、活動終了後、または甲乙協議により定める期間ごとに、災害発生直前時における適正な費用を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

### （費用の額）

第9条 前条第1項の費用の額は、法令等で定めるものを除くほか乙の施設、資機材の使用料に関しては時価相場相当額、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当額及び輸送料に関しては実勢相場相当額又は国土交通省届出料金を基準として算定し、甲乙協議の上決定するものとする。

### （費用の支払）

第10条 第8条第1項に規定する費用は、第8条第2項に規定する協議により決定した後、速やかに支払うものとする。

### （連携及び情報の共有）

第11条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり連携及び情報の共有を図るものとする。

(1) 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において、乙は、甲から防災訓練参加要請があった場合は、積極的に参加するものとする。

(2) この協定の実効性を高めるため、情報の共有を図り、定期的に協議を行うものとする。

### （連絡調整窓口）

第12条 甲及び乙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡調整窓口を設置する。

### （有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

### （疑義の解決）

第14条 この協定に関し、疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市長 辻 宏 康



乙 堺市中区小阪西町1-1

株式会社 アスト中本

代表取締役社長 中本吉則

